

困った時に助けてくれる施設や制度がたくさんあります。

申請し利用して、育児と暮らしにゆとりをどうぞ。

利用する

①産前産後休業

どんなもの

勤めている女性にとって、出産前後の休暇が気になる場所です。

出産予定の女性労働者には産前・産後の休業制度が認められています。

産前休業については、請求することにより出産予定日の6週間（多胎の場合は14週間）前から取得することができます。

また、産後休業については、請求しなくても出産後8週間は取得できるようになっています。

なお、産前産後休業中及び産後休業後30日間は労働者の解雇は労働基準法により全面的に禁止されています。

利用方法は

産前休業については、職場の担当者を通じて事業主に請求し、産後休業については、出産日を連絡して取得します。

〈問合せ先〉

最寄りの労働基準監督署

※下欄

◎その他の働く妊産婦の保護

どんなもの

働きながら安心して子供を産むことができるよう、妊産婦（妊娠中～産後1年を経過しない女性）は、請求することにより、労働基準法等で定められた次の制度を利用することができます。

- a. 軽易な業務への転換（妊婦のみ）
- b. 危険な有害な業務への就業を制限
- c. 時間外・休日労働、深夜労働の制限
- d. 変形労働時間制適用の制限
- e. 勤務時間中の健康診査の受診
- f. 主治医から指導を受けた場合の休業、勤務時間短縮・作業制限・通勤緩和、休憩等の措置

利用方法は

職場の担当者を通じて事業主に請求します。（fについては、指導内容を的確に伝えるため「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用が望ましいです。）

〈問合せ先〉

a～dについては、最寄りの労働基準監督署 ※下欄

e、fについては、石川労働局雇用環境・均等室

公共職業安定所(ハローワーク)一覧

名称	所在地	電話番号	管轄区域
ハローワーク金沢	〒920-8609 金沢市鳴和 1-18-42	(076)253-3030	金沢市
ハローワーク津幡	〒920-0326 河北郡津幡町字清水ア 66-4	(076)289-2530	かほく市、津幡町、内灘町
ハローワーク小松	〒923-8609 小松市日の出町 1-120	(0761)24-8609	小松市、能美市、川北町
ハローワーク白山	〒924-0871 白山市西新町 235	(076)275-8533	白山市、野々市市
ハローワーク七尾	〒926-8609 七尾市小島町西部 2	(0767)52-3255	七尾市、中能登町
ハローワーク羽咋	〒925-8609 羽咋市南中央町キ 105-6	(0767)22-1241	羽咋市、志賀町、宝達志水町
ハローワーク加賀	〒922-8609 加賀市大聖寺菅生イ 78-3	(0761)72-8609	加賀市
ハローワーク輪島	〒928-8609 輪島市鳳至町畠田 99-3	(0768)22-0325	輪島市、穴水町
ハローワーク能登	〒927-0435 鳳珠郡能登町字宇津新港 3-2-2	(0768)62-1242	珠洲市、能登町

労働基準監督署一覧

名称	所在地	電話番号	管轄区域
金沢労働基準監督署	〒921-8013 金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎 3F	(076)292-7945	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、河北郡
小松労働基準監督署	〒923-0868 小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 7F	(0761)22-4316	小松市、加賀市、能美市、能美郡
七尾労働基準監督署	〒926-0852 七尾市小島町西部 2 七尾地方合同庁舎 2F	(0767)52-3294	七尾市、羽咋市、羽咋郡、鹿島郡
穴水労働基準監督署	〒927-0027 鳳珠郡穴水町字川島キ 84 穴水地方合同庁舎 2F	(0768)52-1140	輪島市、珠洲市、鳳珠郡

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

☎(076)265-4429

※また、妊娠・出産及び育児に関する措置を利用したこと等による解雇等の不利益取扱いやハラスメントは男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により禁止されています。

②育児時間

どんなもの

出産後に職場復帰した後も授乳などの時間が欲しいという要望があります。

このために女性労働者は子どもが満1歳になるまで1日2回、各々少なくとも30分の育児時間を労働基準法で定める休憩時間のほかに請求することができます。

利用方法は

職場の担当者を通じて事業主に請求します。

〈問合せ先〉

最寄りの労働基準監督署

※下欄

③育児休業

どんなもの

今の仕事を辞めずに一定期間だけ休んで、子育てに専念したいと思っている労働者は、男女にかかわらず以下の休業制度が利用できます。休業期間中は申請することで社会保険料（厚生年金や健康保険）が会社・自己負担分ともに免除されます（ただし、一定の要件があります）。

1. 出生時育児休業（産後パパ育休）

子どもの出生後8週間以内に4週間まで休業することができます。また、分割して2回取得することができます。

2. 育児休業

子どもが満1歳（保育所に入れないなど一定の場合には1歳6か月、さらに保育所に入れないなどの場合には2歳）になるまでの希望する期間、休業することができます。また、分割して2回取得することができます。父母ともに育児休業を取得すると、パパ・ママ育休プラスという特例の対象となり、子どもが1歳2か月になるまで休業できます（ただし、一定の要件があります。）。

利用方法は

1. 出生時育児休業（産後パパ育休）

原則、休業の2週間前（労使協定の定めにより1か月前の場合あり）までに書面で申し出ます。分割取得する場合は初めにまとめて申し出る必要があります。

2. 育児休業

原則、1か月前まで（1歳6か月及び2歳までの休業については2週間前）に書面で申し出ます。分割取得する場合は、休業ごとにそれぞれ申し出ます。

〈問合せ先〉

石川労働局雇用環境・均等室
金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F
☎(076) 265-4429

◎育児休業等給付

どんなもの

子の年齢や養育の状況に応じて、出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金の支給を受けることができます。出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金は、令和7年4月1日から創設される給付金です。

①出生時育児休業給付金

子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度として、出生時育児休業（産後/パパ育休）を取得した場合に支給を受けることができます。

②育児休業給付金

原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に支給を受けることができます。

③出生後休業支援給付金

上記①または②の支給を受ける方が、両親とも一定期間内に通算して14日以上の子育て休業（産後/パパ育休を含む）を取得した場合に支給を受けることができます。

④育児時短就業給付金

2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に支給を受けることができます。

※①～④の支給を受けるためには上記以外にも一定の要件に該当する必要があります。

詳細は厚生労働省ホームページにてご確認いただくか、下記問い合わせ先にお問い合わせください。



〈問合せ先〉

最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）
☎資料16ページ

④短時間勤務制度

どんなもの

子が3歳未満の時期は子育てに特に手がかかるものです。特に保育所への送り迎えなど、子育ての時間を確保することが仕事を続けるために必要となってくることから、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者は、短時間勤務制度（原則として1日6時間）を利用することができます。

利用方法は

制度の内容や手続の方法は事業主が定めることとなっているので、職場の担当者に確認し、申し出ます。

〈問合せ先〉

石川労働局雇用環境・均等室
金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F
☎(076)265-4429

⑤出産手当金

どんなもの

健康保険（任意継続被保険者、国保除く）被保険者が妊娠4か月（85日）以上で出産（早産・死産・流産・人工妊娠中絶を含む）し、産休中に給与が出ない場合や減額される場合に、標準報酬月額3分の2（支給額は支給開始される直近1年間の標準報酬月額を基に決定します。詳しくは、加入する保険者へお問い合わせください。）を限度に、出産日（実際の出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産日後56日目までの範囲内で支給されます。また、被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日時点に出産手当金を受けている方、または受ける条件を満たしている方は、退職後も出産手当金を受けることができる場合があります。

〈問合せ先〉 加入する健康保険の保険者

⑥出産育児一時金

どんなもの

健康保険の加入者が妊娠4か月（85日）以上で出産（早産・死産・流産・人工妊娠中絶を含む）したとき、子ども一人につき、50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は48万8千円）の一時金が受けられます。

①医療機関等への直接支払制度

出産育児一時金を保険者から直接、医療機関等へ支払う方法で、病院の窓口を支払う出産費用を用意する負担が軽減されます。

②出産育児一時金請求

①を利用しなかった場合、保険者から加入者へ出産育児一時金を支給します。また、①を利用した場合でも、出産費用が50万円（48万8千円）未満だった場合、保険者から差額を支給します。

※出産育児一時金が支給されるまでの間、出産に必要な費用が必要な場合の無利子の貸付制度があります。

〈問合せ先〉 加入する健康保険の保険者

⑦その他 仕事と育児の両立のための制度

両立支援等助成金

◎出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

どんなもの

【第1種】

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の子育て休業を取得させた中小事業主に支給する。

【第2種】

男性労働者の育児休業取得率（%）を1年で30ポイント以上上昇させ、かつ、男性労働者の育児休業取得率が50%を達成した場合等

◎不妊治療両立支援コース

どんなもの

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(*)の利用しやすい環境整備に取り組み、企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知し、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得または利用させた 中小企業事業主に支給する

(*)不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

①環境整備、休暇の取得等

- ・不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事との両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度及び制度の利用を促進する旨の企業トップの方針の周知を行うこと

- ・両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療両立支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上労働者に取得または利用させたこと

②長期休暇の加算

- ①の支給を受けた事業主であって、労働者に休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

①環境整備、休暇の取得等	30万円
②長期休暇の加算	

(問合せ先・支給申請先)

石川労働局雇用環境・均等室

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

☎(076)265-4429

◎両立支援等助成金について

令和6年度要件を掲載しております。

次年度の要件については、ホームページ等でご確認いただくか、上記までお問い合わせください。

第1種	1人目：20万円(雇用環境整備措置4つ以上30万円) 2人目・3人目：10万円
第2種	60万円<75万円>

※申請日までに、プラチナくるみん認定を受けている事業主は < >の額を支給。

◎育児休業等支援コース

どんなもの

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主に支給する。

- ①育休取得時 ②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業(3か月以上)の取得・復帰に取り組んだ場合

①育休取得時	30万円	※①②各2回まで (無期雇用者・有期雇用者 各1回)
②職場復帰時		

◎育休中等業務代替支援コース

どんなもの

7日以上育児休業取得者や、1ヶ月以上の育児短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組(※1)や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用(※2)を行った場合に支給する。

- (※1) 代替業務に対応した賃金制度に基づき、業務代替期間の業務代替者の賃金が増額されていること

- (※2) 新規の派遣受け入れを含む

①育児休業中の手当支給	以下の合計額を支給(最大140万円) ・業務体制整備経費 1人目20万円(社労士委託なしの場合6万円) ・業務代替手当 総支給額の3/4 ※上限計10万円/月、12ヶ月まで
②育短勤務中の手当支給	以下の合計額を支給(最大128万円) ・業務体制整備経費 1人目20万円(社労士委託なしの場合3万円) ・業務代替手当 総支給額の3/4 ※上限計3万円/月、子が3歳になるまで
③育児休業中の新規雇用	代替期間に応じ以下の額を支給 ・(最短)7日以上 9万円 ・(最長)6か月以上 67.5万円

出産・育児のために労働者が利用できる制度

は女性のみ

妊娠～	産前6週	産後8週	子が1歳まで	子が1～3歳	子が3歳～ 小学校入学まで
軽易な業務への転換(妊娠中)					
時間外・休日労働、深夜業の免除/変形労働時間制の適用制限/検診休暇/医師の指導による休業、勤務時間短縮・作業制限・通勤緩和、休憩等					
	産前休業	産後休業	育児時間(1日30分×2回)		
	育児休業 (一定の場合は1歳6か月及び2歳まで。夫婦で取得するなど一定の要件を満たした場合は1歳2か月まで。出産した場合は産後休業後から取得可能。分割して2回取得可能。)				
	出生児育児休業(産後/育児休業) (子どもの出生後8週間以内に4週間まで。分割して2回取得可能。)				
	短時間勤務(1日6時間に短縮)/所定外労働免除				
	時間外労働の制限(月24時間、年150時間以下)/深夜業の免除/子の看護休暇制度				

⑧ 児童手当

どんなもの

子どもを育てるには何かとお金がかかり、保護者の子育て費用負担が重くなっています。このため、高校生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されるのが児童手当です。

〈支給額〉

0歳～3歳未満	第1子・2子	15,000円/月
	第3子以降	30,000円/月
3歳～高校生年代	第1子・2子	10,000円/月
	第3子以降	30,000円/月

利用方法は

各市町の児童福祉担当課へ申請してください。
（公務員の場合は、各職場へ申請）

ミニ情報

～ひとり親家庭向けの支援～

ひとり親家庭向けの様々な支援があります。対象者や申請方法等の詳細は、右下のQRコードを読み取って、ご覧ください。

県少子化対策監室のホームページ



⑨ プレミアム・パスポート

どんなもの

18才未満のお子さん（妊娠中も含む）が2人以上いる家庭を対象とし、パスポートを発行します。※令和4年12月からパスポートはデジタル化となりました。

利用方法は

パスポートを提示することで協賛店から各種割引などの特典が受けられます。

※プレミアム・パスポートの協賛店は下記ホームページをご確認ください。

<https://i-prepass.i-oyacom.net/>

〈申請窓口〉

- ◆子育てにやさしい企業推進協議会（事務局／（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団内）
- ◆市役所・町役場窓口
- ◆県庁（少子化対策監室）
- ◆いしかわ就職・定住総合サポートセンター



⑩ いしかわエンゼルマーク運動

どんなもの

おむつ替えの設備の設置や、特典の提供、親子で参加できるイベントの実施など、すべての子育て家庭を対象に企業・団体が子育て応援サービスを提供してくれるものです。

利用方法は

- チャイルド・プレミアム事業
毎月19日「県民育児の日」にお子さま1人以上同伴で協力店を利用した際に、各種割引や特典を受けられます。

●親子ウェルカム活動

- ・授乳できるスペース、おむつ替えのスペース、ミルクを作るためのお湯やキッズスペースなどを利用できます。（赤ちゃんの駅含む）
- ・親子連れの買い物客に特典の提供（プレゼント、商品の割引、ポイント倍増など）

●その他、子どもだけでなく親子で参加できる活動を行っている企業・団体があります。

※チャイルド・プレミアム協力店、赤ちゃんの駅は下記ホームページをご確認ください。
<https://i-prepass.i-oyacom.net/>

〈問合せ先〉

子育てにやさしい企業推進協議会
（事務局／（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団内）
金沢市鞍月東2-1 石川県立総合看護専門学校1F
☎(076)255-1543

⑪ 家事代行クーポン

どんなもの

家事代行やベビーシッターサービス等を利用する際の金銭的ハードルを下げ、家事の外部化を促進するため、家事代行業者が発行するクーポンをいしかわクーポンアプリにて配信しています。

利用方法は

「いしかわクーポンアプリ」からクーポンを取得しご利用ください。

〈問い合わせ先〉

石川県女性活躍・県民協働課
☎(076)225-1378



⑫ かかりつけ医

どんなもの

乳幼児期の子どもは、曜日や時間にかかわらず、突然病気になるたりケガをすることがあります。このような時でも、お子さんのいつもの様子や体質などを把握しているお医者さんが近くにいれば安心。それがかかりつけ医です。信頼できるかかりつけ医をもつようにしましょう。

利用方法は

まず、かかりつけ医に連絡し、連絡不能なときは家から近い診療所や病院へ直接連絡して下さい。

☞資料53ページ～

ミニ情報①

石川県内のこどもの救急

●お医者さんに行く前に

- ・こどもの救急
～おとうさん、おかあさんのための救急ノート～
診療所や病院がお休みの夜間、日曜日、祝日などに、お子さんの具合が悪くなったたらどうすればいいのかなど、迷ったときにはこのパンフレットを参考にしてください。

パンフレットは、石川県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/support/qqtel/>

- ・こどもの救急Webサイト

日本小児科学会のホームページ「こどもの救急」では、お子さんの症状をホームページ上でチェッ

くすることで、お医者さんに行くか行かないかのめやすを示してくれます。

<http://kodomo-qq.jp/>

・小児救急電話相談

休日や夜間、お子さんが急な病気や事故で心配なとき、家庭でどのように対処すればよいか、直ちにお医者さんに行く必要があるかについて、電話でアドバイスします。

【電話相談受付時間】(365日、毎日実施しています)

[平日] 午後6時～翌朝8時

[土曜] 午後1時～翌朝8時

[日曜・祝日] 午前8時～翌朝8時

【電話番号】#8000 または076-238-0099

※電話相談は家庭での一般的な対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

※1回線のみに対応となりますので、簡潔にご相談ください。話し中の場合は恐れ入りますが、少し時間をおいておかけ直してください。

※対象者は15歳以下のお子さんに限ります。

●休日当番医

休日の応急的な医療や軽症の方に対応するため、地域の診療所等が当番で治療にあたっています。この当番医については、新聞や市町の広報などでご確認ください。

※「医療情報ネット(ナビイ)」でも確認できます。

※当番医が小児科医であるとは限りません。

●休日夜間急患センター(365日毎日診療)

金沢広域急病センター(小児科・内科)

金沢市西念3丁目4番25号(金沢市駅西福祉健康センター1階)

☎(076) 222-0099 FAX(076) 222-5566

診療時間：午後7時30分～午後11時

※GW、年末年始などは、診療時間が変更になります。詳しくはホームページをご覧ください。

南加賀急病センター(小児科・内科)

小松市向本折町水60(小松市民病院南館1階)

☎(0761) 23-0099 FAX(0761) 23-0014

診療時間：月～土：午後7時～午後10時30分

日・休日等：午前9時～午後0時、午後1時～午後10時30分

※「休日等」とは、祝日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう。

●お子さんが異物などを誤って飲み込んでしまった場合(公財)日本中毒情報センターの電話サービスが便利です。

中毒110番(一般専用：情報料無料)

大阪 (072)727-2499 (365日、24時間)

つくば (029)852-9999

(365日、午前9時～午後9時)

タバコ誤飲事故専用電話

(情報料無料、自動音声応答による一般向け情報)

大阪 (072)726-9922 (365日、24時間)

13 子ども医療費の助成

どんなもの

子どもは病気にかかりやすく、若い世帯にとってその費用負担が大きくなっています。このようなときに支払った医療費を助成してくれるものです。

〈助成対象〉

中学生までの入・通院医療費

(高校生までのところもありますので、市町担当課に確認してください。)

〈自己負担額〉

・外来は1日上限500円(1医療機関あたり)

・入院は月1,000円

(自己負担がない市町もありますので市町担当課に確認してください。)

14 子育て支援タクシー

どんなもの

あらかじめ保護者の方からご予約いただいたお子様のお一人での移動を支援するサービスで、通園、通学、塾や病院などへ安全・確実に送迎してくれるものです。

〈問合せ先〉

(一社)石川県タクシー協会 ☎(076)254-1348

<http://www.taxi-ishikawa.jp/>

〈公費負担医療制度〉

制度名	内容	要件	窓口	備考
妊娠高血圧症候群など療養支援費	妊娠高血圧症候群及び糖尿病、心疾患、貧血、産科出血などの医療	・7日以上入院(上限21日) ・一定所得以上は対象外(詳細は右記窓口へお問い合わせください。)	保健福祉センター 地域センター 金沢市は各福祉健康センター	
未熟児養育医療	出生時体重が2,000g以下のもの又は生活力薄弱で医師が入院養育を必要と認めたものの医療	・指定養育医療機関での入院治療	市町役場 (金沢市は各福祉健康センター)	世帯の市町村民税額により自己負担あり
小児慢性特定疾病医療	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、脈管系疾患、骨系統疾患群に罹患している18歳未満の児童等の医療	・指定医療機関での治療	保健福祉センター 地域センター 金沢市は各福祉健康センター	世帯の市町村民税額による月額自己負担上限額の設定あり
育成医療	肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓障害、腎臓障害、その他の内臓障害、免疫機能の障害など身体に障害のある18歳未満の児童に対し、手術などにより改善が見込まれる者の医療	・指定育成医療機関、担当医師による治療	市町役場 (金沢市は各福祉健康センター)	原則1割自己負担(世帯の市町村民税額による月額自己負担上限額の設定あり)
補装具の交付及び修理	身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童に対する補装具の交付及び修理	・指定医師の指示のもとに指定業者で作成	市町役場	原則1割自己負担
療育医療	骨関節及びその他の結核に罹患し長期にわたり入院治療している18歳未満の児童の医療及び学習などに必要な物品の支給	・指定療育医療機関での入院治療	保健福祉センター 地域センター 金沢市は各福祉健康センター	世帯の所得税額により自己負担あり

将来子どもを望むみなさまへ

いしかわ プレ妊活健診を ご夫婦で受けてみませんか?

プレ妊活健診ってなに??

将来の妊活に備え、ご夫婦の健康状態のチェックと、併せて産婦人科医師等から妊娠に関する正しい知識を学んだり、今後の妊活について直接相談できます。

対象：県内にお住まいの妻の年齢が40歳未満のご夫婦
(事実婚を含む)

費用：無料

▶▶ 健診の受け方

STEP1 お住まいの市町で
受診券を受け取る

STEP2 希望する医療機関
を予約する

STEP3 夫婦で受診する

STEP4 結果を確認する



制度の詳細やお問い合わせ先については、県HPよりご確認ください。

県HPはこちら⇒



【お問い合わせ先】
石川県健康福祉部 少子化対策監室
TEL:076-225-1424

15 ホームスタート

どんなもの

未就学児が1人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援事業」です。

週に一度、2時間程度、4回～6回程度訪問し友人のように寄り添いながら「傾聴」（気持ちを受け止めながら話を聴く）や「協働」（育児家事や外出を一緒にする）等の活動を行います。

親が心の安定を取り戻し、地域に踏み出して他の支援や人々とつながるきっかけづくりも支援します。

※活動はフレンドシップを主としたものですのでベビーシッターや家事代行はできません。

ホームページ（ホームスタートジャパン）

<http://www.homestartjapan.org/>

利用方法は

各実施施設で直接受け付けています。

〈利用料金〉

無料

〈対象年齢〉

6歳未満のお子さんがある家庭

※妊娠前から利用できます。

〈実施団体〉

ホームスタート・かが【NPO法人かもママ】

加賀市下河崎町79-2 ☎(0761)75-7933

ホームページ <https://kamomama.com>

ホームスタートはくさん【認定NPO法人おやこの広場あさがお】

白山市殿町39 ☎(076)275-8677

ホームページ <http://oyako-asagao.com>

16 障害児に関する 事業・児童福祉施設等

どんなもの

子どもの心身の成長について児童相談所や県保健福祉センター・市町などに相談し、特別な訓練・指導が必要となった場合に利用する事業及び施設です。

参照 県保健福祉センター（48ページ）

児童相談所（49ページ）

《通所しながらの利用》 ☎資料50ページ〜

児童発達支援（福祉型・医療型）

日々保護者の下から通所する障害児に、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。（医療型の場合は、併せて治療を行います。）

放課後等デイサービス

就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

《訪問支援》 ☎資料53ページ

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により通所が困難な障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。

《入所しての利用》 ☎資料53ページ

障害児入所施設（福祉型・医療型）

入所する障害児に対し、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。

（医療型の場合は、併せて治療を行います。）

《相談機関》

発達障害

自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの発達障害の方々を中心として、発達上の悩みをお持ちの方やそのご家族等のための支援を行っています。

石川県発達障害支援センター

金沢市鞍月東2-6 石川県こころの健康センター内
(076)238-5557

ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/hattatu/top.html>

（※メールでの相談等は行っておりませんのでご了承ください）

月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

発達障害者支援センターパス

金沢市福久東1-56 オフィスオーセド2F
(076)257-5551

メール info@center-path.com

ホームページ <http://www.center-path.com>

月～土（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:30

〈市町発達相談センター〉

小松市 発達支援センターえぶりい
(0761)24-8434

輪島市 こども家庭センター（子育て健康課内）
(0768)23-0082

加賀市 こども育成相談センター
(0761)73-0229

かほく市 こども家庭センター (076)283-4320
 白山市 発達相談センター (076)276-8819
 能美市 こども相談ステーション (0761)58-1420
 野々市市 発達相談センター (076)248-1333
 ※市町担当課については59ページをご覧ください。

医療的ケア

いしかわ医療的ケア児支援センターこのこの

金沢市岩出町二73-1 医王病院1階
 メール 303-lcare.ishikawa@mail.hosp.go.jp
 TEL 076-203-6090/FAX 076-203-6081
 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (年末年始除く)

療育相談

在宅の知的障害児等の地域での生活を支えるため、専門的な療育指導を行います。

石川療育センター

金沢市上中町イ67番2 (076)229-3033

小松療育園

小松市瀬領町丁1番地2 (0761)46-1306

加佐ノ岬倶楽部

加賀市橋立町ふ23 (0761)75-1627

B'sサポート

白山市北安田町548番地2 (076)275-0656

サポートアメニティあらいぶ

羽咋郡宝達志水町小川貳の部7-1 (0767)28-8820

障害児相談支援事業所

障害児通所支援を行う事業所を利用する場合、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画を作成します。また、障害児通所支援の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。

子どもの虐待

子どもの虐待とは

一般に、保護者が、子どもに対して身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育が行われないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことを言います。

子どもの虐待のタイプ

子どもの虐待には、一般的には次のように分類されますが、これらの行為は、重複することがよくあります。

身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼす行為です。

例えば、蹴る、殴る、突き飛ばす、首をしめる、たばこの火を押しつける、冬に戸外に締め出す、また首がすわっていない乳児をあやすために強く揺さぶるなどの行為を言います。



性的虐待

子どもに性的行為や、性的いたづらをする、性器をみせる、性に関するビデオを観ることを強要するなどです。

心理的虐待

言葉による脅かしや拒否的な態度をすることで子どもの心を傷つける行為のことです。

例えば、「お前なんか生まれてこなければよかったのに」や「死んでしまえ」など言葉による脅かしで子どもの心を傷つけたり、子どもを無視したり、きょうだいで差別したりすることなどがあります。

また、子どもの目前での配偶者に対する暴言や暴力など、子どもに著しい心理的外傷を与えるものも、心理的虐待に含まれます。

ネグレクト（放置、保護の怠慢）

子どもの心身の健やかな発達を損なうなどの不適切な養育、あるいは子どもの安全に対する重大な不注意や無関心な行為を言います。

例えば、食事を与えない、汚れた衣類を着せたままにする、病気にかかっても医者に診せないなどです。

また、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置することも、ネグレクトに含まれます。



虐待が子どもに及ぼす影響

近年、脳画像の研究から、子どもへの体罰や暴言が脳内に様々な変化を引き起こし、目には見えない大きなダメージを与えていることが分かってきています。これは子ども自身のその後の人生において「生きづらさ」を抱えさせてしまう原因にもなりかねません。

子どもへの体罰や暴言は、保護者が望むような「愛の鞭」をもたらす結果にはならず、子どもにとっては「百害あって一利なし」ということを認識しておくべきです。

法律上でも、令和2年4月1日施行の児童虐待防止法改正で、親権者は子どものしつけに際して体罰を加えてはいけないと定められています。

一人で悩んでいませんか

保護者にとって子どもの心や身体の成長・発達については、不安になることもあるでしょう。

そうした悩みがある場合には、一人で悩まないで、周りの人や身近な相談機関（市町保健センター、保育所、児童相談所等）の利用、育児サークルへの参加などにより、よき相談相手をつくりましょう。

**虐待かもと思ったら
 児童相談所全国共通ダイヤル**

